

## 消費税改正に伴う野木町公民館及び体育施設の使用料の一部改定について

消費税改正に伴い、4月1日から野木町公民館及び体育施設の使用料が一部改定になります。

4月1日以降の使用料につきましては、申請書を窓口に提出した日で変わります。

- ・令和2年3月31日までに申請書を提出し許可を受けた場合…現行の使用料
- ・令和2年4月1日以降に申請書を提出し許可を受けた場合…新しい使用料

利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 【公民館】

				旧	新
視聴覚室	18:00	～	20:00	640円	650円
視聴覚室	20:00	～	22:00	640円	650円

### 【体育施設】

施設名			使用区分	旧料金(円)	新料金(円)	
町 体 育 セ ン タ ー	体 育 室	全面使用	9:00～18:00 (1時間当たり)	175	175	
			18:00～22:00 (1時間当たり)	250	<u>275</u>	
		西コート全面	9:00～18:00 (1時間当たり)	70	70	
			18:00～22:00 (1時間当たり)	100	<u>110</u>	
		東コート全面	9:00～18:00 (1時間当たり)	105	105	
			18:00～22:00 (1時間当たり)	150	<u>165</u>	
	東コート1・ 2・3	1面	9:00～18:00 (1時間当たり)	35	35	
			18:00～22:00 (1時間当たり)	50	<u>55</u>	
	トレーニング室			9:00～12:00	310	<u>320</u>
				13:00～17:00	310	<u>320</u>
		18:00～22:00	530	<u>540</u>		
町武道館			9:00～12:00	310	<u>320</u>	
			13:00～17:00	310	<u>320</u>	
			18:00～22:00	530	<u>540</u>	
町弓道場			9:00～12:00	210	<u>220</u>	
			13:00～17:00	210	<u>220</u>	
			18:00～22:00	430	<u>440</u>	
町 総 合 運 動 公 園	野球場A・B	1面	9:00～12:00	2,160	<u>2,200</u>	
			13:00～17:00	2,160	<u>2,200</u>	
			18:00～21:00	2,160	<u>2,200</u>	
	サッカー場	1面	9:00～12:00	2,160	<u>2,200</u>	
			13:00～17:00	2,160	<u>2,200</u>	
			18:00～21:00	2,160	<u>2,200</u>	
	多目的広場A・B	1面	9:00～12:00	1,080	<u>1,100</u>	
			13:00～17:00	1,080	<u>1,100</u>	
	テニス場	1面	9:00～11:00	860	<u>880</u>	
			11:00～13:00	860	<u>880</u>	
			13:00～15:00	860	<u>880</u>	
			15:00～17:00	860	<u>880</u>	
			17:00～19:00	860	<u>880</u>	
	照明使用料(30分当たり)	野球場A		全点灯(野球時)	1,290	<u>1,320</u>
				1/2点灯(ソフト ボール時)	640	<u>660</u>
				野球場B(ソフトボールのみ)	530	<u>540</u>
				サッカー場	860	<u>880</u>
		テニス場	150	<u>150</u>		
篠山運動場			9:00～12:00	530	<u>540</u>	
			13:00～17:00	530	<u>540</u>	